

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 23日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

提出者

住 所 青森県上北郡横浜町字林尻 102-100

氏 名 日本ホワイトファーム(株) 東北食品工場

代表取締役社長 朝山 晃行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0175-78-3934

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本ホワイトファーム(株) 東北食品工場
事業場の所在地	青森県上北郡横浜町字林尻 102-100
計画期間	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	食料品製造業 [09]
②事業の規模	年間処理羽数 14,983千羽 売上額 113億円
③従業員数	359名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 → 委託中間処理 発酵(堆肥化) 廃プラスチック → 委託中間処理 焼却・溶融 木くず→委託中間処理 焼却・溶融 ガラスくず→委託中間処理 焼却・溶融 金属くず→委託中間処理 再生利用

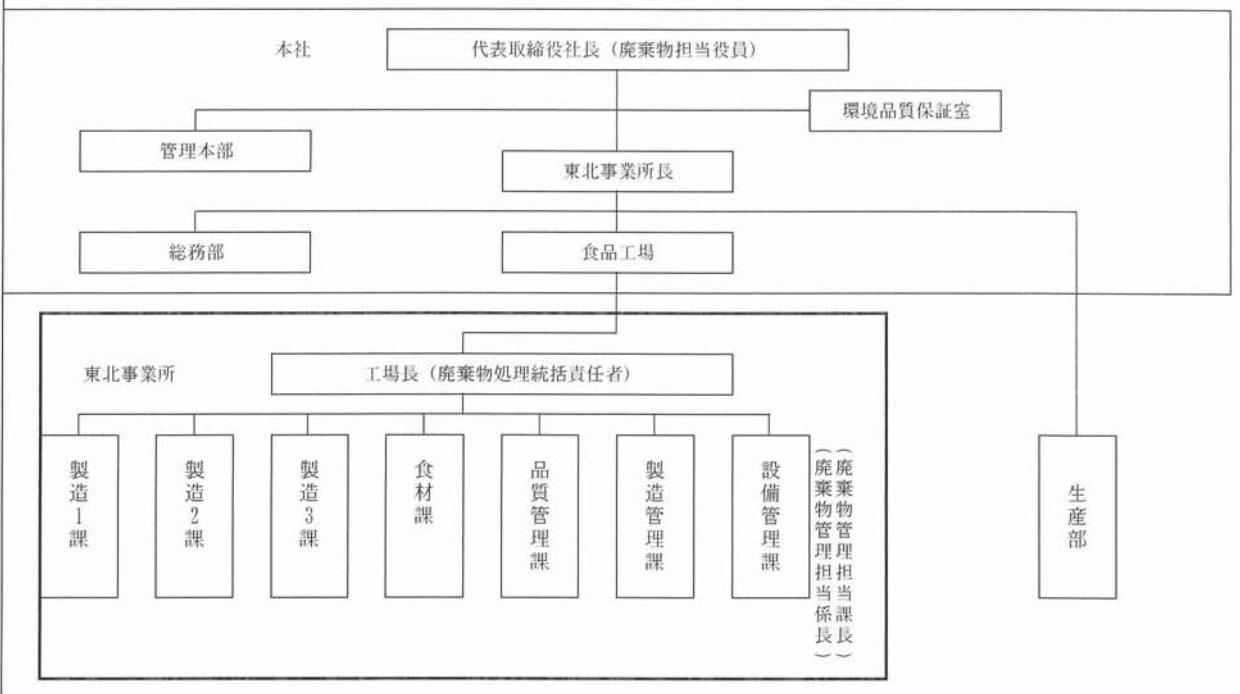
(日本工業規格A列4番)



廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所 属 : 東北事業所 食品工場 職・氏名: 工場長
廃棄物担当	組織名 : 食品工場 設備管理課 組織人数 : 10人
役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 — 工場長 ・委員 — 関連部署課長 ・事務局 — 食品工場 設備管理課
	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関係会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	廃金属くず	金属くず	ガラスくず	
	排出量	1,615.51t	108.49t	1.76t	3.33t	9.25t	0.36t	0t
(これまでに実施した取組)								
<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥管理の徹底により減量実施 ・金属くずは3R実施 								
② 計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	廃金属くず	金属くず	ガラスくず	
	排出量	1,600t	100.00t	1.6t	3.0t	8.0t	0.30t	0t
(今後実施する予定の取組)								
<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥については、含水率削減により減量予定。 ・金属くずについては3Rを実施予定。 ・木くずについては木製パレット製品を使わないよう交渉予定。 								

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック、木くず、金属くず、ガラスくずを集積所にて分別を実施 	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の継続。 	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】						
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	廃プラ金属くず	金属くず	ガラスくず
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。							
② 計画		【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	廃プラ金属くず	金属くず	ガラスくず	PCB廃棄物
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自ら行う予定はない							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】						
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	木くず	廃プラ金属くず	金属くず	ガラスくず
① 現状	全処理委託量	1,615.5 1t	108.49t	1.76t	3.33t	9.25t	0.36t	0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への 処理委託量	1,615.5 1t	0t	0t	0t	9.25t	0t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	95.98t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を 実施している。							

(第5面)

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。